

# 令和7年度（追加受付）

## 物品製造等指名競争入札参加資格審査申請の手引き

### 第1 はじめに

京丹波町の物品製造等の競争入札に参加するには、毎年12月1日を資格審査基準日とする物品製造等指名競争入札参加資格審査を受けなければなりません。参加資格審査を希望される方は、以下の事項に十分留意の上、申請してください。

また、町が実施する物品製造等一般競争入札に参加しようとする方は物品製造等指名競争入札参加資格審査申請を行ってください。

なお、今回の申請の有効期間は1年ですので、今回申請された方の次回申請は、令和7年12月に予定している令和8・9年度物品製造等工事指名競争入札参加資格審査申請の定期受付となります。

提出書類については、下記第2の5の「提出書類」のとおり提出してください。

### 第2 申請の手続き

#### 1 資格審査の対象となる業種は、次のとおりです。

##### （1）物品の製造

衣服・その他繊維製品類、ゴム・皮革・プラスチック製品類、窯業・土石製品類、非鉄金属・金属製品類、フォーム印刷、その他印刷類、図書類、電子出版物類、紙・紙加工品類、車両類、その他輸送・搬送機械器具類、船舶類、燃料類、家具・什器類、一般・産業用機器類、電気・通信用機器類、電子計算機類、精密機器類、医療用機器類、事務用機器類、その他機器類、医薬品・医療用品、事務用品類、土木・建設・建築材料、造幣・印刷事業用原材料類、造幣事業用金属工芸品類、警察用装備品類、防衛用装備品類、その他

##### （2）物品の販売

衣服・その他繊維製品類、ゴム・皮革・プラスチック製品類、窯業・土石製品類、非鉄金属・金属製品類、フォーム印刷、その他印刷類、図書類、電子出版物類、紙・紙加工品類、車両類、その他輸送・搬送機械器具類、船舶類、燃料類、家具・什器類、一般・産業用機器類、電気・通信用機器類、電子計算機類、精密機器類、医療用機器類、事務用機器類、その他機器類、医薬品・医療用品、事務用品類、土木・建設・建築材料、造幣・印刷事業用原材料類、造幣事業用金属工芸品類、警察用装備品類、防衛用装備品類、その他

##### （3）役務等の提供

広告・宣伝、写真・製図、調査・研究、情報処理、翻訳・通訳・速記、ソフトウェア開発、会場等の借り上げ、賃貸借、建物管理等各種保守管理、運送、車両整備、船舶整備、電子出版、防衛用装備品類の整備、その他

##### （4）物品の購入

立木竹、その他

#### 2 申請できる者

申請を行うには、次の各号に該当しない者であること。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (2) 資格審査申請書を提出するときに京丹波町税等（町が管理運営する公共料金及び利用料等を含む。）、京都府税及び消費税又は地方消費税を滞納している者
- (3) 資格審査申請書を提出するときまでに町が発注した物品製造等に関する債務を履行していない者
- (4) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 営業実績が1年未満の者。なお、1事業年度分（12ヶ月）の決算が確定しない場合は、申請することはできません。

### 3 申請書の受付期間及び提出先

#### (1) 受付期間

令和6年12月2日（月）から令和6年12月13日（金）まで

（システム利用可能時間 期間中の平日8時30分から21時00分まで）

#### (2) 申請方法

令和4・5年度から電子申請受付システムを導入しています。

申請に係るURLについては受付期間開始日に京丹波町ホームページ

(<http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/>)にて公開します。

電子申請受付システムによる申請が困難な場合は、従来通りの紙媒体での申請も受け付けます。

#### (3) 申請に当たっての注意事項

ア 申請情報について、お尋ねすることがありますので、ご担当者の氏名、連絡先を入力してください。

イ 証明書類の写しを提出される場合は、文字及び印影が鮮明なものを提出してください。

ウ 申請書類に不備等がある場合は、後日再提出していただくこともありますので、余裕をもって早めに申請してください。

### 4 申請書類の入手方法

物品製造等指名競争入札参加資格審査申請書類は、京丹波町ホームページ

(<http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/>) からダウンロードにより入手できます。



<p>キ 消費税及び地方消費税の納税証明書 （免税業者の方も提出してください） （電子データ）</p>	1	<p>発行後3ヶ月以内のものであること。（写し可） 税務署で証明を受け、法人及び個人とも次のいずれかの書式の証明書を添付してください。（PDF等の電子データを電子申請受付システムに添付）</p> <p>書式その3：（請求税目単位の証明）※免税事業者 書式その3の2：（申告所得税と消費税及び地方消費税の証明） ※個人事業主 書式その3の3：（法人税と消費税及び地方消費税の証明） ※法人</p>
<p>ク 年間委任状（該当者のみ） （様式第3号） （電子データ）</p>	1	<p>京丹波町のホームページよりダウンロードしてください。 契約の締結等の権限を、支店長等に委任したい場合は、提出してください。（PDF等の電子データを電子申請受付システムに添付）</p>
<p>ケ 同意書 （京丹波町公共料金完納確認及び京丹波町税納税状況確認の調査同意書）（様式第4号） （電子データ）</p>	1	<p>京丹波町のホームページよりダウンロードしてください。 京丹波町内に営業所等若しくは代表者の住所がない場合は、不要です。（PDF等の電子データを電子申請受付システムに添付）</p>
<p>コ 役員等調書及び照会承諾書（様式第2号） （電子データ）</p>	1	<p><b>エクセルデータにより作成してください。</b> 京丹波町のホームページよりダウンロードしてください。 個人の場合も、法人の場合も提出してください。 （PDF等の電子データを電子申請受付システムに添付）</p>

注：「発行後3ヶ月以内のもの」とは審査基準日の令和6年12月1日の前日から遡って3ヶ月以内のものであります。（※発行日が令和6年9月1日以降のもの）

（2）提出書類の添付方法

電子申請受付システム上の『添付ファイル』のページに提出書類を添付してください。

※1ファイルの最大容量は5MB、添付ファイル合計で15MBを超えないようにしてください。

※1つの提出書類で複数葉となる場合は、1つの電子ファイルにまとめて添付してください。

（3）申請書等の記載事項を証明する資料の提出について

申請書等の記載事項について、審査に必要なときは、記載事項を証明できる資料等の提出を求められることがあります。

（4）ユーザー登録について

競争入札参加資格申請受付システムへのログインには、ユーザー登録が必要となります。その際、申請担当者情報として、メールアドレスの入力が必要となります。

**G m a i l (@gmail.com) での登録は出来ませんのでご了承ください。**

## 6 その他

### 【お問い合わせ先】

#### 1. 受付システムの操作方法に関すること

電話：0120-205-321（土日祝日を除く午前9時～正午，午後1時～5時30分）

電子メール：cydeen-uketuke.help.ek@hitachi-systems.com

※電子メールでのお問い合わせは土日祝日を除き24時間受け付けますが、回答まで時間を要する場合があります。

メールのタイトルには“【京丹波町】”の文言を入れてください。

※開設期間 令和6年12月2日（月曜日）～令和6年12月13日（金曜日）

開設期間以外の問い合わせは、京丹波町役場総務部管財課（0771-82-3821）までお願いします。

#### 2. 資格要件，格付，添付書類などの特記事項に関すること

問い合わせについては、電話又は電子メールにて下記へ問い合わせてください。

京丹波町 総務部 財政課 契約検査係 0771-82-3820（直通）

E-mail：nyu-satsu@town.kyotamba.lg.jp

※スパムメール対策のため、全角表示にしています。

メールを送付する場合は、半角で入力してください。

## 第3 申請書の記入要領

提出書類の記入要領は、次の事項に留意してください。なお、**各種証明書類**は特に指定のない限りそれぞれの発行官公署等において定めた様式で**申請時において発行日から3箇月以内**のものとし、**複写機による写し（印影まで鮮明なものに限る）**でも可。

### 1 電子申請受付システムの入力内容について

(1) 申請日、商号又は名称、代表者の職氏名、本社（店）所在地、郵便番号を入力してください。本社（店）所在地等が提出書類の商業登記事項証明書の内容と異なる場合には、登記上の本社（店）所在地の欄に提出書類に記載された住所を入力してください。

(2) 電話番号（支店・営業所の電話番号も同様。）

市外局番、局番、番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切って入力してください。

(3) 法人・個人の区分

法人又は個人を選択してください。

(4) 申請年月日について

申請する日付は電子申請受付システムで登録を行った日付を入力してください。

(5) 営業所情報

契約の締結等の権限を、物品製造等入札参加資格審査申請者（代表者）から支店長等に委任したい場合のみ入力してください（併せて年間委任状を提出してください）。その場合、**個別情報登録画面の委任先営業所の欄に該当する営業所を設定してください。**

**※委任先営業所の欄は、基本情報画面の営業所情報の欄に入力された営業所の中から選択できる**

ようになっています。先に基本情報画面で営業所情報の入力を済ませてから選択するようにしてください。

(6) 製造・販売等実績

製造・販売等実績（直前々年度分決算）及び製造・販売等実績（直前年度分決算）の欄に、財務諸表類の損益計算書の「売上高」の金額（建設業、測量及び建設コンサルタントを除く。）を千円単位で入力してください。

(7) 常勤職員の人数

審査基準日（令和6年12月1日）における、常勤職員の人数を入力してください。

(8) 希望種目

登録種目分類表に基づき、入札を希望する種目を10個以下で希望有無の欄にチェック✓を入力し、希望する順位を選択してください。また、取引希望商品及び業務は、分類表の主な取扱い品目（例）を参考にして、具体的に入力してください。

登録種目分類表

	番号	登録種目	主な取扱い品目（例）
物品の製造	011001	衣服・その他繊維製品類	制服、作業服、寝具等
	011002	ゴム・皮革・プラスチック製品類	靴、手袋、合成樹脂製品等
	011003	窯業・土石製品類	ガラス、陶磁器等
	011004	非鉄金属・金属製品類	アルミ、ブリキ、洋食器、鉄塔、鋼管、ボルト、ナット、ワイヤーロープ、刃物、手工具、ブイ（標体）等
	011005	フォーム印刷	
	011006	その他印刷類	オフセット印刷、軽印刷、地図印刷等
	011007	図書類	書籍、出版、模型、標本等
	011008	電子出版物類	CD-ROM等
	011009	紙・紙加工品類	製紙、紙製品、紙袋、段ボール等
	011010	車両類	軽自動車、普通自動車、大型車、消防車、自動二輪、自転車等、清掃車、散水車、除雪車、ブルドーザー、フォークリフト、トラクター、タイヤ、車両部品等
	011011	その他輸送・搬送機械器具類	航空機、ヘリコプター等
	011012	船舶類	
	011013	燃料類	ガソリン、軽油、ガス等
	011014	家具・什器類	家具、建具、事務机、椅子、ロッカー、暗幕、木製家具、鋼製家具、建具、事務机、椅子等 印刷機、製本機、ボイラー、エンジン、

		旋盤	
011015	一般・産業用機器類	造幣事業用機械器具、印刷事業用機械器具等	
011016	電気・通信用機器類	家電機器、冷暖房機器、照明器具、通信機器、音響機器、蓄電池、発電器等	
011017	電子計算機類	コンピューター、パソコン、周辺機器、ソフトウェア等	
011018	精密機器類	測定機器、理化学機器、気象観測機器等	
011019	医療用機器類	医療用器具、ベッド等	
011020	事務用機器類	複写機、細断機等	
011021	その他機器類	厨房器具、消火器具、消火装置、防災器具、土木建設用機械器具、林業用物品、ボイラー等	
011022	医薬品・医療用品	各種薬品、医療用消耗品、検査試薬、医療用ガス等	
011023	事務用品類	事務用品、文具、印章、時計、記念品等	
011024	土木・建設・建築材料	凍結防止剤、コンクリート2次製品、補修材、道路標識、上下水道資材等	
011025	造幣・印刷事業用原材料類	貨幣材料、塗金材料、特殊印刷用紙、インキ、ペースト、製紙用原材料等	
011026	造幣事業用金属工芸品類	金属工芸品の加工等	
011027	警察用装備品類	銃器関係類、火薬、火工品、硬鉛、その他装備用品	
011028	防衛用装備品類	防衛用武器等、防衛用施設機器等、防衛用通信電子機器等、防衛用航空機用機器等、防衛用船舶用機器等、防衛用一般機器等、防衛用衛生器材等、防衛用その他機器等	
011029	その他	食料品、楽器、運動用具、雑貨、動物、肥料、飼料、農薬、食料品、看板、案内板、その他	
物品の販売	012001	衣服・その他繊維製品類	制服、作業服、寝具等
	012002	ゴム・皮革・プラスチック製品類	靴、手袋、合成樹脂製品等
	012003	窯業・土石製品類	ガラス、陶磁器等
	012004	非鉄金属・金属製品類	アルミ、ブリキ、洋食器、鉄塔、鋼管、ボルト、ナット、ワイヤーロープ、刃物、手工具、ブイ（標体）等
	012005	フォーム印刷	
	012006	その他印刷類	オフセット印刷、軽印刷、地図印刷等

012007	図書類	書籍、出版、模型、標本等
012008	電子出版物類	CD-ROM等
012009	紙・紙加工品類	製紙、紙製品、紙袋、段ボール等
012010	車両類	軽自動車、普通自動車、大型車、消防車、自動二輪、自転車等、清掃車、散水車、除雪車、ブルドーザー、フォークリフト、トラクター、タイヤ、車両部品等
012011	その他輸送・搬送機械器具類	航空機、ヘリコプター等
012012	船舶類	
012013	燃料類	ガソリン、軽油、ガス等
012014	家具・什器類	家具、建具、事務机、椅子、ロッカー、暗幕、木製家具、鋼製家具、建具、事務机、椅子等 印刷機、製本機、ボイラー、エンジン、旋盤
012015	一般・産業用機器類	造幣事業用機械器具、印刷事業用機械器具等
012016	電気・通信用機器類	家電機器、冷暖房機器、照明器具、通信機器、音響機器、蓄電池、発電器等
012017	電子計算機類	コンピューター、パソコン、周辺機器、ソフトウェア等
012018	精密機器類	測定機器、理化学機器、気象観測機器等
012019	医療用機器類	医療用器具、ベッド等
012020	事務用機器類	複写機、細断機等
012021	その他機器類	厨房器具、消火器具、消火装置、防災器具、土木建設用機械器具、林業用物品、ボイラー等
012022	医薬品・医療用品	各種薬品、医療用消耗品、検査試薬、医療用ガス等
012023	事務用品類	事務用品、文具、印章、時計、記念品等
012024	土木・建設・建築材料	凍結防止剤、コンクリート2次製品、補修材、道路標識、上下水道資材等
012025	造幣・印刷事業用原材料類	貨幣材料、塗金材料、特殊印刷用紙、インキ、ペースト、製紙用原材料等
012026	造幣事業用金属工芸品類	金属工芸品の加工等
012027	警察用装備品類	銃器関係類、火薬、火工品、硬鉛、その他装備用品
012028	防衛用装備品類	防衛用武器等、防衛用施設機器等、防衛用通信電子機器等、防衛用航空機用機器

			等、防衛用船舶用機器等、防衛用一般機器等、防衛用衛生器材等、防衛用その他機器等
	012029	その他	食料品、楽器、運動用具、雑貨、動物、肥料、飼料、農薬、食料品、看板、案内板、その他
役務等の提供	013001	広告・宣伝	広告、映画、ビデオ、広報、イベント企画等
	013002	写真・製図	写真撮影、製図、製本等
	013003	調査・研究	調査、研究、検査等
	013004	情報処理	統計、集計、データエントリー、媒体変換等
	013005	翻訳・通訳・速記	翻訳、通訳、速記、筆耕等
	013006	ソフトウェア開発	プログラム作成、システム開発等
	013007	会場等の借り上げ	会議施設借り上げ、設営等
	013008	賃貸借	建物、寝具、コンピューター、複写機、物品等
	013009	建物管理等各種保守管理	清掃、警備、廃棄物処理、害虫駆除、管渠調査、施設保守管理等
	013010	運送	タクシー、ハイヤー、荷作り、運送、倉庫、旅行等
	013011	車両整備	車両、航空機、ヘリコプター等の整備
	013012	船舶整備	船舶の整備
	013013	電子出版	C D-R O M製作等
	013014	防衛用装備品類の整備	防衛用武器等、防衛用施設機器等、防衛用通信電子機器等、防衛用航空機用機器等、防衛用船舶用機器等、防衛用一般機器等、防衛用衛生器材等、防衛用その他機器等の整備
	013015	その他	医事業務、検体検査等の各種業務委託、不動産鑑定、公共嘱託登記業務、運送、その他
物品の購入	014001	立木竹	
	014002	その他	鉄屑回収、古紙回収等

## (9) 業者番号について

ユーザー登録の際に付与される受付番号の先頭に7を追加した9桁の番号にしてください。

(例：受付番号00000001の場合→700000001)

## (10) 地域区分について

以下の表を参考に選択してください。

町内	町内に主たる営業所を有する業者
町内（委任）	町内に入札契約等の権限を委託された支店等の営業拠点を有する業者
南丹管内	南丹市・亀岡市に主たる営業所又は、入札契約等の権限を委託された支店等の営業拠点を有する業者
府内の1部	綾部市・福知山市に主たる営業所又は、入札契約等の権限を委託された支店等の営業拠点を有する業者
府内	上記以外の府内に主たる営業所又は、入札契約等の権限を委託された支店等の営業拠点を有する業者
2府4県	近畿地方に主たる営業所又は、入札契約等の権限を委託された支店等の営業拠点を有する業者
2府4県以外	上記以外に主たる営業所又は、入札契約等の権限を委託された支店等の営業拠点を有する業者

## 2 京丹波町税納税状況及び公共料金完納確認

申請時に公共料金及び京丹波町税の滞納がないか確認しますので、法人又は個人（代表者）の**同意書**を提出してください。

※京丹波町内に営業所若しくは個人（代表者）の住所がない場合は、不要です。

## 3 役員等調書及び照会承諾書（様式第2号）

(1) 個人事業主の場合は、代表者について記入してください。

(2) 法人の場合は、商業登記事項証明書に記載されている役員（代表者を含む。）の全員について記入してください。また、入札・契約権限が営業所等に委任されている場合は、その営業所等の代表者についても記入してください。（注 3を参照してください。）

(3) この役員等調書及び照会承諾書で取得した個人情報、京丹波町個人情報保護条例（令和5年京丹波町条例第1号）の規定に基づいて取り扱うものとし、京丹波町暴力団等排除措置要綱（平成23年京丹波町告示第75号）に基づいて実施する暴力団等排除のための措置以外の目的には使用しません。また、これらの情報をもとに警察等関係機関から取得した個人情報についても同様です。

(4) 記入しきれない場合は、複数枚（全て押印のこと。）提出してください。

## 第4 申請後の注意事項

## 1 物品製造等指名競争入札参加資格審査結果

資格審査の結果は、令和7年4月上旬頃に京丹波町ホームページに競争入札参加資格者名簿を掲載しますので、名簿に登載されているか確認してください。（名簿に登載できない方については、別途連絡します。）

## 2 申請書記載事項の変更

記載事項に変更のあった場合は、すみやかに「指名競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。様式は、町ホームページよりダウンロードできます。